

## お支払いに関する契約条項(ソラコムサービス/物品の請求書によるお支払いにおける契約条項)

この契約条項(以下「本条項」といいます)は、株式会社ソラコム(以下「ソラコム」といいます)及びSORACOM CORPORATION, LTD.(以下「SC」といいます)がお客様に提供するサービス及び販売する物品の代金支払につき、お客様が支払方法を請求書による支払い(以下「請求書払い」といいます)に変更する旨の申込みを行った場合に適用される条件を記載したものです。お客様は、請求書払いの申込みを行う場合は、本条項記載の条件及びソラコムが運営するウェブサイトの請求書払いに関する記載事項をよく読み、了承した上で申込みのものとします。

### 第1条(用語の定義)

本条項における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 対象サービス等:ソラコム及びSCがお客様に提供するサービス及び販売する物品
- (2) 対象サービス等料金:対象サービス等の対価
- (3) 対象サービス等料金債権:対象サービス等料金に係る債権
- (4) NP:対象サービス等料金債権の譲受人である株式会社ネットプロテクションズ
- (5) NP請求書:NPがお客様に対して発行する請求書

### 第2条(合意事項)

1. 請求書払いの申込みを行うことができるのは、営業利用目的で対象サービス等の利用又は購入を行う法人に限られるものとします。
2. お客様は、請求書払いの申込みを行うことにより、対象サービス等料金債権について、ソラコムがNPに対し債権譲渡を行い、NPが一定期間請求、受領その他これに付随する業務を行うことを異議なく承諾します。また、SCの提供する対象サービス等を利用し、もしくは購入した場合は、対象サービス等料金債権につき、SCがソラコムに対して債権譲渡を行ったうえで、ソラコムがNPに対し債権譲渡を行い、NPが一定期間請求、受領その他これに付随する業務を行うことを異議なく承諾します。
3. お客様は、NP請求書におけるサービス名称・商品名・料金項目等の表示がソラコムもしくはSCのWebサイトにて表示・発行するものと異なる場合があることを異議なく承諾します。
4. 対象サービス等料金の支払期限は、NP請求書に記載した支払期限と同日に変更されたものとします。
5. NPに対して対象サービス等料金を支払う際の振込手数料その他の支払手数料はお客様が負担するものとします。
6. お客様は、お客様の支払能力に係る情報、お客様による対象サービス等の購入又は利用に関する情報その他本条項による債権譲渡に関してNPが必要とする情報ならびに、お客様の代表者等に係る個人情報を、ソラコム又はSCがNPに対して開示することに同意します。
7. お客様は、NPより対象サービス等料金債権に関して連絡があった場合は、速やかに応じるものとします。
8. お客様は、NPが審査の結果債権の引受を行わなかった等の理由で、ソラコムもしくはSCへの対象サービス等料金の支払を請求書払いにできない場合があることを了承します。また、その場合、ソラコムもしくはSCへの対象サービス等料金の支払いをソラコムもしくはSCが指定する支払方法によって行うことに同意します。
9. お客様及びソラコムは、NPが次の各号の一の事由が発生したと認めた場合には、NPが対象サービス等料金債権の譲受けを直ちに中止する場合がありますこと、その場合には、債権譲渡による請求書払いの継続が行えずお客様はソラコムもしくはSCへの料金支払いをソラコム又はSCが指定するクレジットカードによって行う必要があることを異議なく承諾します。また、お客様、ソラコム及びSCは、本項の取扱いに起因するトラブル及び損害等についてはお客様及びソラコムもしくはお客様及びSC間で解決するものとし、NPに一切責任を問わないものとします。

- (1) お客様が債権譲渡による対象サービス等料金の全部もしくは一部の支払いに異議を申し立てた場合又は請求書払いについての申込みを撤回するもしくは請求書払いの利用を中止する旨をNPに申し立てた場合
- (2) 請求書払いに関する申込の記載事項が、虚偽の内容によるものであることが判明した場合
- (3) 対象サービス等に関する契約が解約、その他の事由により終了した場合、又は対象サービス等に関する契約もしくは支払い方法に関する合意に無効もしくは取消等の事由が存在することが明らかになったとソラコム又はSCがNPに通知した場合
- (4) お客様が支払期限の到来した対象サービス等料金の全額を当該期限までに支払わなかった場合
- (5) 天変地異等不可抗力によりNP請求書が発行されない場合
- (6) ソラコム又はSCがNPとの間の契約に違反した場合その他事由の如何を問わず、NPがソラコム又はSCに対し、お客様が請求書払いをする上での基礎となる掛け払いサービスの提供を中止した場合
- (7) 対象サービス等の内容及びその販売方法等に関し、苦情、異議等が多発し、NPが対象サービス等料金債権の譲受けを行えないと判断した場合
- (8) ソラコム又はSCに、支払停止、破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申請がなされた場合
- (9) ソラコム又はSCが、監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- (10) NPの審査等の結果により、NPが、対象サービス等料金債権の譲受けを行えないと判断した場合
10. ソラコムは前項の規定により、NPが債権の譲受けを取り止めたことをお客様に対して通知します。ただし、お客様、ソラコム及びSCは、NPが、ソラコムからお客様への通知に加え、自己の判断により債権の引受を取り止めたことをお客様に通知することがあることを了承します。
11. NPが対象サービス等料金債権の譲受けを取り止めた場合において、お客様が、ソラコム又はSCが指定するクレジットカードによる支払いを速やかに行わなかったときは、ソラコム又はSCは、対象サービス等の履行を制限もしくは停止し、又は対象サービス等にかかる契約を直ちに解除することができるものとします。
12. お客様は、対象サービス等料金が支払われた場合には、原則としてNPから対象サービス等料金の返還はせず、NPが債権の譲受けを取り止めた場合であっても、同様とすることを異議なく承諾します。
13. お客様は、請求書払いの申込みにあたって記載した内容に変更が生じた後も、引き続き請求書払いを行うことを希望する場合には、直ちにソラコムに対し当該変更事項を通知するものとします。
14. お客様は、ソラコム、SC又はNPが、本条項の履行に関する業務の一部もしくは全部を第三者へ委託することについて異議なく承諾します。
15. 請求書払いへの変更にあたり、請求書の郵送が必要な場合は、1通あたり200円を対象サービス等料金に加算します。
16. お客様は、SCの対象サービス等料金について、三菱東京UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場における月平均TTS(物品については出荷時点、サービスについては当該サービスの利用月のもの)を利用し、日本円にて支払うことについて異議なく承諾します。
17. ソラコム、SC及びNPは本条項の履行過程で取得した個人情報につき、それぞれの定める利用目的に範囲において適正に取り扱うものとします。